

アゼリア合奏団 in シニア 会則

(名称)

第1条 本会の名称は「アゼリア合奏団 in シニア」とする。

(所在地)

第2条 本会の所在地は代表者住所とする。

(理念と目的)

第3条 本会は、シニア世代が音楽を通じて仲間をつくり、音楽から命を貰い人生を変えていく楽しみを味わうことを目的とする市民団体である。また、演奏者と鑑賞者が感動の空間を共有すること、さらには仲間の持つ専門技能を地域社会に活かすことを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- (1) 各所における出前演奏および定期演奏
- (2) 「ウキウキ丸」または「わくわく丸」におけるトレーニング
- (3) 総会、定例会の開催と運営
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は、次の各号に掲げる3種類とする。

(1) 楽しむ派会員：

この会の目的に賛同し、定められた基本会費を納める者とする。
「ウキウキ丸」にてアマ講師による指導を受けることができる。

(2) レベルアップ派会員：

基本会費を納め且つ、プロ講師による講座を受講するための費用を納める者とする。
「わくわく丸」にてプロ講師による指導を受けることができる。

(3) 特別会員：

基本会費を納めた者で、且つ、セミプロ相当の音楽スキルを有し、役員会が認可した者とする。基本会費料金で「わくわく丸」の活動に参加できる。

(入会)

第6条 本会の目的に賛同する原則50歳以上の者で、会員として入会しようとする者は、代表宛に入会申込書を提出し、役員会での承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

2 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 楽しむ派会員：基本会費月額300円

(2) レベルアップ派会員：月額1,300円

(基本会費月額300円+わくわく丸講座会費月額1,000円)

(3) 特別会員：基本会費月額300円 ※わくわく丸講座会費特別免除

(退会)

第8条 会員は、代表宛に退会届を提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、届によらず退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき

(2) 1年以上の基本会費未納者（ただし退会後も仲間としてのつながりは継続）

(休会)

第9条 会員は、病気、体調不良その他やむを得ない事由が生じたときは、書面または電子メールにより代表宛に休会届を提出し、役員会の承認を得て休会することができる。

2 休会中の会員は基本会費を支払うこととし、本会はその会員に対して連絡サービスをしなければならない。

3 休会から復帰する場合は、書面または電子メールにより代表へ届け出を行い、提出された休会届の返却をもって会員復帰とする。復帰時の会員区分は休会以前と同じとする。

(役員)

第10条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 代表

(2) 副代表

(3) 会計

2 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の仕事)

第11条 代表は会務を総理し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表が不在のときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を担当する。

(役員の選任)

第12条 代表、副代表の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

2 会計は代表が指名する。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) そのほか解任に相当する事項が認められるとき

(総会)

第14条 本会の総会は、代表が招集し、毎年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則、事業等の改廃
- (2) 前年度の事業報告ならびに収支決算
- (3) 当年度の事業計画ならびに予算計画
- (4) 本会の解散
- (5) 役員を選任または解任
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

3 総会は、出席会員をもって成立し、出席者の過半数で決議する。

(役員会)

第15条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項およびその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

3 役員会は、業務の執行を進めるため、第16条に定める各委員を任命できる。

(委員会)

第16条 委員会は、役員会を補佐する組織として次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) グループ世話役
- (2) グループマネージャー
- (3) 機材運搬係、備品係 (※担当割当検討中)

2 グループ間での情報/課題の共有等を目的とした定例会を月1回開催する。

(事業報告書および決算)

第17条 代表は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第19条 本会の事務局は、役員会が兼務し、外部委託先であるアドバイザリーボードと連携して業務を執行する。

(会則の変更)

第20条 本会則の改定は、会員がこれを発議し、総会を招集し出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。

(その他)

第21条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(付則)

この会則は、平成25年 1月11日から施行する。

会費改定：平成29年 5月 1日

会則改定：平成30年10月26日